

事 務 連 絡  
令和2年10月27日

(公社) 岡山県医師会長 }  
                                  } 殿  
(一社) 岡山県病院協会長 }

岡山県保健福祉部健康推進課長

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に係る周知について

このことについて、厚生労働省健康局健康課より別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から市町村及び郡市・地区医師会等へ周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知についてご配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は次のホームページに掲載しております。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課 感染症対策班 今城、堀井 TEL: 086-226-7331 FAX: 086-225-7283
---

健 発 1023 第 3 号  
令和2年 10 月 23 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 市 長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right)$  殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について

今般、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」(令和2年9月15日閣議決定)が決定され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、迅速に多くの国民への接種を目指す趣旨から、別紙要綱に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施することといたしました。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

# 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（中間とりまとめ）」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会）において、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、今後具体的な検討を進め、必要な体制の確保を図ることとされている。

このため、今後、市町村及び都道府県の協力を得ながら、必要な体制の確保に取り組んでいくこととしているが、今般の新型コロナウイルスワクチンは、現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、接種開始の時期を具体的に見定めることは困難な状況にある中で、仮に、来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、準備を予め進めていく必要がある。

本実施要綱に基づく体制確保事業は、このような状況を踏まえ、接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

## 2 本実施要綱の位置づけ

本実施要綱は、上記の目的のもと実施される新型コロナウイルスワクチンの接種に係る体制確保が円滑に行われるよう、市町村及び都道府県の主な役割分担について、以下の分担を前提とし、市町村及び都道府県においてあらかじめ準備しておくべき事項等を示すものである。

都道府県の役割・・・地域の卸売販売業者との調整、市町村事務に係る調整等  
市町村の役割・・・医療機関等との委託契約、接種費用の支払、住民への接種勧奨、個別通知（予診票、接種券）等

## 3 体制確保事業の実施主体

本実施要綱に基づく体制確保事業の実施主体は、市町村（地方自治法第281条第1項に定める特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県とする。

## 4 事業内容

### （1）市町村において実施する体制確保事業

#### ア 庁内体制整備

##### ① 人的体制の整備

市町村は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に

接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、確保する。

② 予防接種台帳システム等のシステム改修

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、必要に応じて、既存の予防接種台帳システム等の改修を行う。

③ 印刷・郵送準備

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、必要な通知等を印刷・郵送できるように準備する。

④ 接種の実施体制の確保

地域の医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

⑤ 相談体制の確保

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制を確保する。

(2) 都道府県において実施する体制確保事業

ア 庁内体制整備

① 人的体制の整備

都道府県は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、確保する。

イ 広域調整

① 広域での接種の実施体制の確保に係る調整

複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。

② 医療従事者等への接種の実施体制の確保

管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して、接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

③ 新型コロナウイルスワクチン流通調整の準備

新型コロナウイルスワクチン等の流通の調整に当たって、関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する。

④ 専門的相談体制の確保

市町村で対応が困難な専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。

5 経費の負担

市町村及び都道府県が本実施要綱に基づき実施する体制確保事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

## 6 その他の留意点

- (1) 「4 事業内容」の詳細については、別に定める「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領」を参照すること。
- (2) 本実施要綱に基づく体制確保事業の実施に当たり、個人情報の保護については、関係法令等を遵守するとともに、最大限の配慮を行うこと。

健健発 1023 第 4 号  
令和 2 年 10 月 23 日

各 

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施要領について

標記については、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」(令和2年10月23日付け健発1023第3号厚生労働省健康局長通知)のとおりお示ししているところですが、別に定めるとしていた「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領」について、別紙のとおり定め、令和2年10月23日から適用することといたしました。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症については、その発生以来、多くの患者が生じ、健康を損なうとともに、医療提供体制に大きな負荷を及ぼしているほか、国民全体が感染防止対策の徹底を求められるなど、国民生活に大きな影響を与えている。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指すこととし、また、国民への円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図ることとされている。また、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（中間とりまとめ）」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会）において、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、市町村及び都道府県の主な役割分担について、以下（※）の分担を前提とし、今後具体的な検討を進め、必要な体制の確保を図ることとされている。（※市町村の役割として「医療機関との委託契約、接種費用の支払」、「住民への接種勧奨、個別通知（予診票、クーポン券）」等が、都道府県の役割として「地域の卸売業者との調整」、「市町村事務に係る調整」等がそれぞれ示されている。）

このため、今後、市町村及び都道府県の協力を得ながら、必要な体制の確保に取り組んでいくこととしているが、今般の新型コロナウイルスワクチンは、現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、接種開始の時期を具体的に見定めることは困難な状況にある中で、仮に、来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、準備を予め進めていく必要がある。

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」及び本実施要領に基づく体制確保事業は、このような状況を踏まえ、接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

### 2 本実施要領の位置づけ

本実施要領は、上記の目的のもと実施される新型コロナウイルスワクチンの接種に係る体制確保が円滑に行われるよう、市町村及び都道府県においてあらかじめ準備しておくべき事項等の詳細を示すものである。

### 3 体制確保事業の実施主体

本実施要領に基づく体制確保事業の実施主体は、市町村（地方自治法第 281 条第 1 項に定める特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県とする。

### 4 事業内容

#### (1) 市町村において準備しておくべき事項

##### ア 総論

市町村においては、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、直ちに、実施組織を設置し、必要なシステム改修や印刷・郵送等の準備に着手する。

なお、必要な予算については、早期の準備が可能になるよう弾力的に必要な対応を行うこと。

##### イ 庁内体制整備

#### ① 人的体制の整備

市町村は、必要な執行体制を計画し、確保する。

##### a 全庁的な責任体制の確保

接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な責任体制の確保を行う。

##### b 担当部門の決定及び人員の確保

新型コロナウイルスワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、コールセンター・データ入力等、外部委託できる業務については、積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討すること。

また、業務の洗い出し、業務量の見積もりに資するよう、現時点で想定される業務例について、別紙に示す。

##### c 必要物資の確保

必要な物資について、予め確認し、調達の準備を進める。

#### ② 予防接種台帳システム等のシステム改修

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る個別通知等の発送対象者の抽出、通知等の印刷、接種記録の管理等を行うことができるよう、必要に応じて、既存の



予防接種台帳システム等の改修を検討し、改修を行う場合は、早急にシステムベンダーに連絡し、速やかに改修に着手する。

なお、接種記録の管理については、マイナンバーによる情報連携を接種開始と同時に開始することを想定しているものではないが、記録の適切な管理及び市町村間での情報連携等に有効活用するため、定期接種と同様、電子的な管理が可能な仕組みとすることが望ましい。

また、仮に、来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、予防接種台帳システム等により個別通知等の印刷を行う場合には、特に改修スケジュールに留意すること。

### ③ 印刷・郵送準備

接種の案内、個別通知及び予診票等について印刷を行うことができるように準備を行う。

なお、印刷に当たっては、庁内印刷のほか、業務負担の軽減の観点から、印刷業者等に委託することも検討すること。

また、今後、個別通知及び予診票等については様式を順次示す予定である。

### ④ 接種実施体制の検討及び調整

今後、接種の実施に必要な情報を順次示す予定であり、その情報を踏まえ、地域の医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

また、接種の実施体制の構築に当たって特殊な物品の購入等が必要となる場合には、予め準備を行う。

### ⑤ 相談体制の確保

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制を確保する。なお、外部委託等を含め、適切な体制の確保が可能となるよう、予め検討及び準備を行うこと。

### ⑥ その他

①～⑤のほか、別紙に示す業務を今後円滑に実施できるよう、委託先の検討、関係者との相談・調整等を行う。

また、本実施要領に基づく事業による体制整備の進捗状況については、定期的に都道府県に報告する（報告のための様式等については、別途お知らせする予定）。

## (2) 都道府県において準備しておくべき事項

## ア 総論

都道府県においては、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、市町村支援・ワクチン流通調整等の広域調整や、接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の確保、専門的相談体制の確保等を行う。

なお、必要な予算措置については、早期の準備が可能になるよう弾力的に必要な対応を行うこと。

## イ 庁内体制整備

### ① 人的体制の整備

都道府県は、市町村支援・ワクチン流通調整等の広域調整や、接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の確保、専門的相談体制の確保等のために必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個別名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成など、医務部局、薬務部局等が連携し、必要な人員の確保を行う。

なお、コールセンター・データ入力等、外部委託できる業務については、積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討すること。

また、業務の洗い出し、業務量の見積もりに資するよう、現時点で想定される業務例について、別紙に示す。

## ウ 広域調整

### ① 広域での接種の実施体制の確保に係る調整

管内の複数市町村が連携して接種の実施体制を確保しようとする場合等、管内の複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。

また、管轄をまたがる調整事項が生じた場合には、関係する都道府県とも調整を行う。

### ② 医療従事者等への接種の実施体制の確保

今後、接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施に必要な情報を順次示す予定であり、その情報を踏まえ、管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して、医療従事者等への接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

なお、その際には、効率的な接種の観点から、広域的な接種の実施体制の構築について、検討及び調整を行うこと。

### ③ 新型コロナウイルスワクチン流通調整の準備

新型コロナウイルスワクチン等の流通の調整に当たっては、各都道府県内の医療関係団体及び医薬品卸関係団体等との緊密な連携が必要となることから、予防接種担当部門だけでなく薬務担当部門とも協力し、今後国から提供するワクチンの流通に関する情報を関係者に周知するとともに、関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する。

④ 専門的相談体制の確保

市町村で対応が困難な専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。なお、外部委託等を含め、適切な体制の確保が可能となるよう、予め検討及び準備を行うこと。

⑤ その他

①～④のほか、別紙に示す業務を今後円滑に実施できるよう、委託先の検討、関係者との相談・調整等を行う。

また、(1)イ⑥に示す管内市町村からの定期的な報告により進捗状況を把握するとともに、報告を取りまとめて厚生労働省に報告する（報告のための様式や日程については別途お示しする予定。）。

## 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る業務例

## 1 総論

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）の接種に関し、各自治体における今後の業務の洗い出し、業務量の目安の参考となるよう、現時点で想定される業務内容について示すものであり、各自治体において具体的に業務量を見積もり、人員体制を構築する際等に活用されたい。

なお、接種の実施体制の詳細については、今後判明するワクチンの特性や供給量等に基づき検討がなされることから、業務内容の詳細が変更される可能性もあることに留意すること。

また、必要物資の確保に当たっては、下記の業務を行うために必要な物資を想定して準備を行うこと。

## 2 市町村において想定される業務

## (1) マネジメント・業務体制整備・関係機関との調整

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うための具体的な業務フローを想定した上で、指示命令系統等を明確にし、必要な人員を確保して、全庁的な業務体制（情報の共有体制を含む）の整備を図る。

また、都道府県・近隣市町村との連携体制や、関係機関との連携体制の確立を図る。

## (2) 接種実施医療機関等の取りまとめ・接種場所の確保

市町村は、郡市区医師会等と連携し、接種対象者に対する円滑なワクチン接種の実施に必要な医療機関等を確保するとともに、委託契約を締結するために当該医療機関等に必要な周知を行う。（なお、委託契約については、集合契約方式とすることについて検討中である。また、委託費用の統一的な設定について検討中である。）

また、必要に応じて医療機関以外での接種の実施体制を確保する。その際、適切な会場・予約体制を確保するとともに、医療関係団体や医療機関等の協力を得て、必要な医療従事者や物資を確保する。

ワクチンの保管にあたって超低温冷凍庫<sup>※</sup>等の特殊な物品が必要となる場合には、設置医療機関等、接種会場の管理者、特殊な物品の製造者等と調整の上、当該物品を設置するとともに、管理体制を整える。

また、保管するワクチンの取扱い、国が用意するワクチン接種円滑化システム<sup>※</sup>等について、医療従事者等への説明の機会を設ける。

※ 必要な温度帯で保管でき、保管状況の記録が確認できる超低温冷凍庫を想定。

現時点で超低温冷凍庫を市町村の判断で確保する必要はなく、必要な対応は追ってお示しする。

※国が用意するワクチン接種円滑化システムとは、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施するにあたり、ワクチン等の流通・関係者の調整を補助するシステムであり、詳細については、追ってお知らせする。

(3) 周知・広報

接種実施医療機関等のリスト、接種が受けられる時期等について、広報誌やホームページ等を活用して、住民に対して周知する。また、国、都道府県等と連携して、接種順位等について、随時、住民に情報提供する（なお、接種順位については、国で統一的な指針を示す見込みである。）。

(4) 個別通知（接種券の発行を含む）、予診票の配布

接種の対象者又はその保護者に対して、接種に関する個別通知を行うとともに、接種券を発行する。なお、その際、できる限り、予防接種を受ける期日又は期間及び場所その他必要な事項を十分周知する。

また、予診票について、医療機関等に設置するなど接種対象者に行き渡るようにする。

(5) 住民からの問い合わせ等への対応

ワクチン接種に関する住民からの問い合わせや相談に応じる。

(6) ワクチン分配数の登録

ワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリンジ（注射筒）等について、各市町村の分配量の範囲内で、医療機関等別の分配数を決定し、ワクチン接種円滑化システムに登録する。接種開始後は、ワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、分配数を決定する。

(7) ワクチン接種記録の管理

ワクチン接種記録の管理を行う。なお、接種記録の管理については、マイナンバーによる情報連携を接種開始と同時に開始することを想定しているものではないが、記録の適切な管理及び市町村間での情報連携等に有効活用するため、定期接種と同様、電子的な管理が可能な仕組みとすることが望ましい。

(8) 接種の進捗状況の把握

個別通知の発出状況及び接種の実施状況等の進捗について、予防接種台帳システム及びワクチン接種円滑化システムによる医療機関等からの報告等により把握し、関係者等と共有するとともに、必要な対策の検討を行う。

(9) 接種費用の支払

委託先医療機関等に対する接種費用の支払いを行う。なお、当該市町村（複数市町村が連携して接種の実施体制を構築し、医療機関等に直接費用の支払を行う当該複数市町村を含む）の管轄外にある医療機関等からの請求に対する支払いについては、代行機関を通じて行うことを検討中である。

(10) 健康被害救済

予防接種法の定期接種の健康被害救済制度と同様に、申請受付、形式的な不備のチェック、予防接種健康被害調査委員会による調査、給付事務を行う。

### 3 都道府県において想定される業務

#### (1) マネジメント・業務体制整備・関係機関との調整

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うための具体的な業務フローを想定した上で、指示命令系統等を明確にし、必要な人員を確保して、業務体制（情報の共有体制を含む）の整備を図る。

また、管内の市町村・近隣都道府県との連携体制や、関係機関との連携体制の確立を図る。特に、市町村との窓口となる部署をあらかじめ決定し、管内の市町村に周知しておくとともに、最新の連絡先を関係者と共有する。

#### (2) ワクチン等の流通調整

管内の医薬品卸売販売業者等と連携して、計画的で円滑なワクチン流通が可能となるよう体制を構築することとし、必要に応じて、都道府県を区分し、地域の物流を担当する医薬品卸売販売業者（以下「地域担当卸」という。）を地域毎に1社選定する（具体的な体制や地域担当卸の選定方法については、別途、国から詳細を示すことを検討中である。）。

また、ワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリンジ（注射筒）等について、各都道府県の分配量の範囲内で、市町村別の人口や接種順位上位者数等の概数、流行状況等に応じて、市町村別の割当量を決定するとともに、接種順位の上位となる医療従事者等への接種を実施する医療機関等への分配量も決定する。接種開始後は、ワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、割当量・配分量を決定する。

なお、複数市町村が連携して接種の実施体制を構築する場合は、当該複数市町村を1つの単位として分配量を決定しても差し支えない。

また、決定した市町村別の分配量や、市町村が決定する医療機関等別の分配量については、国が用意するワクチン接種円滑化システム等により、関係者と共有することを予定している。

#### (3) 接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の確保

接種順位の上位となる医療従事者等に対する接種を行うに当たり、接種対象人数の把握や、接種の実施体制の確保等に関する調整を行う。

ワクチンの保管にあたって超低温冷蔵庫<sup>※</sup>等の特殊な物品が必要となる場合には、設置医療機関等、接種会場の管理者、製造者等の関係者と調整の上、当該物品を設置又は設置の補助を行うとともに、管理体制を整える。

また、保管するワクチンの取扱い、国が用意するワクチン接種円滑化システム等について、医療従事者等への説明の機会を設ける。

※ 必要な温度帯で保管でき、保管状況の記録が確認できる超低温冷凍庫を想定。

現時点で超低温冷凍庫を都道府県の判断で確保する必要はなく、必要な対応は追ってお示しする。

(4) 専門的な問い合わせへの対応

住民からの問い合わせや相談のうち、市町村において対応が困難な専門的なものや、ワクチンの流通等に関する医療機関等からの問い合わせ等に応じる。

(5) 周知・広報

市町村と連携しながら、ホームページ、パンフレット、広報誌等の様々な広報媒体を活用し、接種順位、接種費用、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、必要な情報を住民に周知する。